

企画競争実施の公示

令和 8 年 8 月 4 日
国土交通省北海道運輸局観光部長 山崎 貴志

次のとおり、企画提案書等の提出を招請します。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

ペットフレンドリー観光地域づくり推進事業

ペット同伴観光の受入環境整備を推進するため、愛犬同伴を想定したフィールドワーク及び実践型勉強会を実施する。利用者視点による気づきや工夫事例の共有を通じて理解促進と機運醸成を図るとともに、今後の取組の参考となる事例等を整理する。

(2) 業務内容 別紙「仕様書」による。

(3) 履行期限 令和 9 年 3 月 26 日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8・9年度の国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」のDランク以上に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。(但し、地方自治体を除く。)

(3) 国土交通省北海道運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。)

(6) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

3. 手続等

(1) 担当部局

〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎東館8階
国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課 担当：酒井、石田
TEL:011-290-2723

(2) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

令和 8 年 8 月 25 日 17 時 00 分まで、(1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)又は下記Eメールアドレスへ送信。

E-Mail: hkt-kokusai_kankou@gxb.mlit.go.jp

※ メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。

また、持参若しくは郵送で応募の場合、企画提案書は7部提出。

(3) 説明会の有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、説明会の実施はありません。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

当該企画提案募集にあつては、ヒアリングの実施はありません。

(5) 事業者の決定

令和 8 年 8 月 27 日(予定)

4. その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(2) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(3) ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定を不正な手段により取得したことが判明し、その認定が取り消された場合には、契約を解除することがある。

(4) その他の詳細は説明書による。

ペットフレンドリー観光地域づくり推進事業

説明書

1. 業務概要

- (1) 業務内容 別紙「仕様書」による
- (2) 履行期限 令和 9 年 3 月 26 日

2. 企画提案書作成

- (1) 提出書面 : 日本産業規格A4縦版、横書き、左綴じを基本とする。
- (2) 企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。なお、特定後においても企画提案書の記載内容の変更は、原則、認めないこととする。
- (3) 提出期限までに担当部局に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (4) 特定しなかった企画提案書は原則返却するが、返却を希望しない場合は企画提案書にその旨記載すること。
- (5) 企画提案書は具体的かつ簡素に示し、「5. (1) 審査項目と審査基準」と提案内容の関係が明確に判断できるようにすること。また、以下の事項を盛り込むこと。
 - ① 事業全体のスケジュール
 - ② 本事業の実施体制(人員・経験等)
 - ③ 概算見積内訳(各種経費のうち、国外において支出が発生する場合については当該支出分を明確にし、課税、非課税、不課税の別を記載すること)
 - ④ 会社概要(直近の事業報告書及び定款を各1部添付して下さい。なお、令和8年度中に当部が企画書を募集した他のコンテンツ造成事業等において、すでに事業報告書及び定款を提出した場合にあっては、添付の必要はありません。)
 - ⑤ 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)を有すること(資格審査結果通知書の複写を1部添付して下さい。なお、令和8年度中に当部が企画書を募集した他の事業において、すでに資格審査結果通知書の複写を提出した場合にあっては、添付の必要はありません。)

3. 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」の提出

別紙様式①「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」もしくは別紙様式②「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合)」を記載のうえ提出すること。

4. 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限
令和 8 年 8 月 25 日 17 時 00 分 必着
- (2) 提出場所
〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎東館8階
国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課 担当: 酒井、石田
TEL: 011-290-2723
E-Mail: hkt-kokusai_kankou@gxb.mlit.go.jp
- (3) 提出方法
(2)への持参、郵送又は上記Eメールアドレスへのメール送信。
Eメールの場合: 国土交通省北海道運輸局へ1通
メール送信後に送信した旨を担当者に電話すること。
持参及び郵送の場合: 国土交通省北海道運輸局へ7部

5. 企画提案書の審査

(1) 審査項目と審査基準

① 事業内容関係

- 1) 業務内容の理解度 : ペット同伴観光の受入促進に係る課題や本事業の目的を踏まえた提案となっているか。
提案している内容が、仕様書に記載された業務内容を網羅したものとなっているか。
- 2) 提案内容の具体性 : 事業の構成が具体的で、履行可能な内容となっているか。
積算された見積金額が妥当なものとなっているか。
- 3) 提案内容の独創性 : 独自の発想に基づく提案となっているか。
本事業の成果を高めるため、調査手法に効果的な工夫がなされているか。
- 4) 業務実施の確実性 : 業務を安定的に遂行するために適した業務体制(人員等)、スケジュールとなっているか。
協力会社、再委託予定先、連携先との関係は明確になっているか。

② ワーク・ライフ・バランスを推進する企業関係

ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、次の法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」に基づく内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人を含む)であるか

- 1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条の規定に基づく認定
- 2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条の規定に基づく認定
- 3) 次世代育成支援対策推進法第15条の2の規定に基づく認定
- 4) 次世代育成支援対策推進法第13条の認定
- 5) 青少年の雇用の促進等に関する法律第15条の認定
- 6) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業
(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)

(2) 審査方法

- ① 各審査委員が企画提案書ごとに各審査項目について1点から12点までの間で評価を付し、一審査員の合計点数は40点満点とする。
- ② ワーク・ライフ・バランス等推進企業については、①に別表による加点を行う。
- ③ 各審査委員による採点の合計点の平均点が25点以上で、かつ、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価の加点後の総合計点が最も高い者を、企画競争を経たうえで随意契約を締結する者として特定する。
- ④ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する評価の加点後の総合計点が、最も高い者が複数ある場合は、委員長の決するところによる。
なお、企画提案書審査の結果、第2位の企画提案書の総合計点が、第1位の企画提案書の総合計点の95%の数値(小数点第2位を四捨五入)を超える場合は、上位2者による決定のための採点を行うことができる。

6. 企画提案書等に係る質問

(1) 受付窓口

4(2)に同じ

(2) 質問受付期間及び方法

令和 8 年 8 月 4 日から 令和 8 年 8 月 24 日の間の
平日、午前9:00から午後5:00まで
電話又は上記メールアドレスへのEメール

(3) 回答日時及び方法

適宜、電話又は電子メールにて回答する

(4) 受け付けない項目

- ① 他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ② 積算に関する内容

7. 書類等の作成に用いる言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る

8. 契約書の作成
要

9. 支払い条件
本業務完了後、検査職員により業務完了検査を行ない合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に代金の支払いを行う。

10. 概算予算額
2,000 千円(消費税及び地方消費税を含む)

11. その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、提出すること。
- (3) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (5) 企画提案書が特定された場合には、当局と十分協議を行いながら事業を進めることとするが、採用された企画提案書の内容については、事業実施の際に変更する場合がある。また、協議により当局の指示があった場合にはその指示に従い作業を進めるとともに、当局は作業期間中、いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (6) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (8) 企画提案書を提出した者のうち企画提案書を特定しなかった者に対しては、当該企画提案書を特定しなかった旨及び非特定理由を書面により通知する。
- (9) 本業務の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等をいうものとする。
- (10) 提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表」について、認定の取消しなどによって提出した内容と異なる状況となった場合は速やかに申し出ること。

ペットフレンドリー観光地域づくり推進事業 仕様書（案）

1. 概要

（1）事業の背景及び目的

近年、我が国においてはペットを家族の一員として捉える意識の高まりを背景に、ペット同伴による旅行需要が拡大している。これに伴い、観光地においては宿泊施設、飲食施設、交通機関及び観光施設等におけるペット受入環境整備へのニーズが高まっている。

また、令和8年3月27日に閣議決定された第5次観光立国推進基本計画においては、地方誘客の促進及び観光地における受入環境整備の重要性が示されるとともに、ペット同伴旅行を含む多様化する旅行者ニーズへの対応が求められており、函館市においても、ペットツーリズム推進に向けた情報発信や事業者支援等の取組が進められているところである。

加えて、函館地域は本州と北海道を結ぶ交通結節点として、フェリー、自家用車、鉄道及び航空機による多様なアクセス手段を有しており、北海道におけるペット同伴観光のゲートウェイとしての役割が期待されている。一方で、函館地域においては、交通機関、宿泊施設、飲食施設及び観光施設におけるペット受入の可否や利用条件に関する情報が十分に整理されておらず、施設ごとに対応が異なるなど、利用者にとってわかりにくい状況が見受けられる。また、観光事業者の中には、ペットの受入れに関心はあるものの、何から始めればよいかわからない、受入れに不安がある、具体的な対応方法がわからないといった声もある。

さらに、利用者が実際にどのような点に魅力や利便性を感じ、どのような場面で不安や課題を感じるのかについて、事業者や関係者が現場で学び、共有する機会はずしも多くない状況にある。

このため本事業では、愛犬同伴を想定したフィールドワークを実施し、実際の旅行動線に沿って施設や地域の受入環境を確認し、利用者視点による気づきや工夫事例を把握するとともに、その結果を地域関係者と共有することにより、ペット同伴観光に対する理解促進及び機運醸成を図ることを目的とする。

また、本事業を通じて、利用者視点を踏まえた受入環境のあり方や実践的な取組事例を整理し、事業者、自治体及び関係団体の連携強化を図ることで、今後のペットフレンドリーな観光地域づくり及びペットツーリズム推進に向けた参考資料を作成するものとする。

2. 業務内容

本業務は、フィールドワークを通じて、函館市及び周辺地域におけるペット同伴観光の受入環境について理解促進及び機運醸成を図るものである。

（1）フィールドワークの企画及び実施

愛犬同伴を想定したフィールドワークを企画し、実施すること。

本事業におけるフィールドワークとは、愛犬同伴旅行を想定し、参加者が実際の旅行動線に沿って施設等を利用しながら、利用者視点による気づきや受入環境の状況を確認する取組をいう。

① 参加者の選定

- ・参加者数及び構成については、事業目的の達成に効果的なものを提案すること
- ・参加者には、愛犬同伴旅行の経験を有する者を含めること
- ・参加者のうち1名以上は、ペット同伴観光又は観光受入環境に関する知見を有する有識者とする

② 行程の企画

- ・自家用車による旅行を想定した1泊2日程度の行程を基本とすること

- ・対象地域は函館市及びその周辺地域とすること
- ・宿泊施設、飲食施設、観光施設及び道の駅を各1箇所以上含めること
- ・必要に応じてフェリーターミナル、空港、鉄道駅その他交通結節点を含めること
- ・移動を含めた一連の旅行動線を体験できる行程とすること

③ フィールドワークの実施

フィールドワークでは、実際の旅行動線に沿って施設及び地域の受入環境の現状を確認すること。確認事項は以下を基本とする。

- ・受入ルールのわかりやすさ
- ・案内表示のわかりやすさ
- ・WEBサイト、SNS等を含む情報提供状況・スタッフ対応
- ・駐車場等から施設内までを含む利用動線
- ・利用のしやすさ及び利便性・基本的な受入体制

④ 実施運営

- ・参加者との調整
- ・関係施設との手配及び調整
- ・当日の運営及び進行管理
- ・フィールドワークの記録及び取りまとめ
- ・その他、本事業実施に必要な業務を行うこと

【留意事項】

- ・対象施設は原則としてペット受入施設とすること
- ・参加者が実際に旅行を想定した状況で実施すること
- ・施設の優劣評価を目的としないこと
- ・利用者視点による気づき及び工夫事例の共有を重視すること

(2) 実践型勉強会実施

フィールドワーク終了後、事業者、自治体、観光関係者等を対象とした実践型勉強会を開催すること。

例

- ・有識者による助言
- ・フィールドワーク結果の共有
- ・受入事例及び工夫事例の紹介
- ・事業者との意見交換
- ・今後の取組に向けた情報共有

【留意事項】

- ・フィールドワークで得られた気づきや工夫事例を共有し、参加者が実践的に学べる内容となるよう工夫すること
- ・フィールドワークで訪問した施設等を活用するなど、実際の受入現場における気づきや工夫を共有できるよう工夫すること
- ・参加者同士の交流及びネットワーク形成に資する内容となるよう工夫すること

- ・開催方法、開催場所及び参加対象者については、事業効果が高まるよう提案すること

（３）事例整理

フィールドワーク及び勉強会の結果を整理すること。

- ・良好事例
- ・工夫事例
- ・利用者視点による気づき
- ・今後の取組の参考となる事項

（４）報告書の作成

本業務の結果を取りまとめた報告書を作成すること。

- ・事業概要
- ・フィールドワーク実施内容
- ・実践型勉強会実施結果
- ・良好事例及び工夫事例
- ・利用者視点による気づき
- ・今後の参考事項

【留意事項】

- ・わかりやすい内容とすること
- ・今後の受入環境整備及びペットツーリズム推進に活用可能な内容とすること
- ・写真や図表を活用し、事業内容や実施状況が分かりやすく伝わるよう工夫すること

３．業務運営に関する留意事項

（１）業務運営について

① 協議

北海道運輸局と十分に協議を行いながら事業を進め、その指示に従うこと。

② 情報共有

本業務の進捗及び事業費執行状況について、業務監督職員の求めがあった場合には速やかに報告すること。

③ 業務遂行

- ・本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受託者は北海道運輸局と密接な連携を図りつつ、業務を主体的に進めること。
- ・業務遂行に必要な企画、調整、手配、運営等の一切を行うこと。
- ・疑義が生じた場合は速やかに北海道運輸局と協議すること。

④ 再委託

再委託を行う場合は、事前に北海道運輸局の承認を得ることとし、再委託先事業者の管理監督を行うこと。

⑤ 資料及び成果品等の作成

- ・本事業で作成する書類は、Word、Excel、PowerPoint 等の編集可能な形式で作成すること。
- ・納品された成果品等の著作権は北海道運輸局に帰属するものとする。
- ・第三者の権利を有する素材等を使用する場合は、必要な手続きを行い、その責任を負うこと。

(2) 履行期限 令和9年3月26日(金)

(3) 成果品

- ① 事業実施報告書 (A4 縦判、カラー、簡易製本2部)
- ② 事業実施概要報告書 (A3 片面又は両面、カラー、2部)
- ③ 実践型勉強会資料一式 (カラー、2部)
- ④ 上記①～③の電子データ一式

4. 事業実施報告及び成果物の提出期限 令和9年3月26日(金)

5. 事業実施報告書及び成果物の提出場所

〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西19丁目8番 札幌第4合同庁舎東館8階
国土交通省北海道運輸局観光部国際観光課

6. 監督職員

北海道運輸局観光部国際観光課 国際第一係長

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表

※下記の１～３項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業者行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第２条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別紙様式②の様式を使用すること。

１．女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼし認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定３段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定２段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定１段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が１００人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

２．次世代育成支援対策推進法に基づく認定等

○「プラチナくるみん認定」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和７年４月１日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和４年４月１日～令和７年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成２９年３月３１日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和７年４月１日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が１００人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

３．若者雇用促進法に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

年 月 日

住 所

商号又は名称（法人番号）

代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合確認表
（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」
第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）

※下記の1～3項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○プラチナえるぼし認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定3段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定2段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○えるぼし認定1段階目を取得しており、かつ、労働時間等の働き方の基準を満たしている。

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定等

○「プラチナくるみん認定」を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している

【 該当する ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当する ・ 該当しない 】

3. 若者雇用促進法に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【 該当する ・ 該当しない 】

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等推進企業に係る配点表

評価項目	認定等の区分 ※1		配点 (単位：％)	
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナ えるぼし ※2	最大5％ ※1	5
		えるぼし 3段階目 ※3		4
		えるぼし 2段階目 ※3		3
		えるぼし 1段階目 ※3		2
		行動計画 ※4		1
	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等	プラチナくるみん ※5		5
		くるみん（令和7年4月1日以後の基準） ※6		4
		くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※7		3
		トライくるみん（令和7年4月1日以後の基準） ※8		3
		くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） ※9		3
		トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準） ※10		3
		くるみん（平成29年3月31日までの基準） ※11		2
		行動計画（令和7年4月1日以後の基準） ※4、※12		1
	若者雇用促進法に基づく認定 （ユースエール認定企業）			4

※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

※2 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例

によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※9及び※11の認定を除く。）

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、※11の認定を除く。）

※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※11 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認知

※12 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

令和8年8月

各 位

北海道運輸局 観光部 国際観光課

あらゆる契約からの暴力団排除の推進について

この度、国土交通省が行う公共事業等の契約において暴力団排除を徹底するため、別添「暴力団排除に関する誓約事項」及び「暴力団排除に関する特約条項」を定めております。

企画提案書の提出をもって誓約及び同意したものとしますので、記載内容ご確認の上、参加願います。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、企画提案書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

暴力団排除に関する特約条項

(発注者の解除権)

第1条 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- 二 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 三 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 五 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したとき。
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 七 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第六号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 八 受注者が、第一号から第六号までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（第七号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。